

金融法務辞典

増補六訂

責任編集

石井眞司

鈴木正和

吉原省三



銀行研修社

金融法務辞典 増補六訂

<検印省略>

昭和48年9月1日 初版発行
1刷 昭和48年9月1日
6刷 昭和49年2月1日
昭和50年2月1日 増補発行
1刷 昭和50年2月1日
4刷 昭和52年3月20日
昭和52年12月10日 増補二訂発行
1刷 昭和53年12月10日
昭和54年3月20日 増補三訂発行
1刷 昭和54年3月20日
昭和55年7月1日 増補四訂発行
1刷 昭和55年7月1日
9刷 昭和61年7月10日
昭和62年10月15日 増補五訂発行
1刷 昭和62年10月15日
平成元年4月15日 増補六訂発行
1刷 平成元年4月15日
4刷 平成2年12月17日

	いし	い	しん	じ
	石	井	眞	司
責任編集	すず	き	まさ	かず
	鈴	木	正	和
	よし	はら	しゅう	ぞう
	吉	原	省	三

発行者 は じ せい じ ろう
土 師 清 次 郎

発行者  株式会社 銀行研修社

東京都豊島区北大塚3丁目10番5号
電話 03 (949) 4101 (代) 〒170
振替・東京2-8604番

製版・印刷／神谷印刷 製本／長野製本

落丁・乱丁本はおと
りかえ致します。

ISBN4-7657-2686-X C3532

1973 © Printed in Japan

無断複写複製を禁じます。

★定価は外函に表示してあります。

謹告 本書の全部または一部の複写、複製、
転記載および磁気または光記録媒体への入力等
は法律で禁じられています。これらの許諾につ
いては弊社・社長室(TEL 03-949-4150直通)ま
でご照会下さい。

編 集 委 員

浅 野 信 之

(元全国相互銀行協会)

石 井 眞 司

(第一勸業銀行)

岩 田 準 平

(元三菱銀行)

大 西 武 士

(東京都民銀行)

木 村 茂

(元全国銀行協会連合会)

柴 崎 純之介

(全国銀行協会連合会)

鈴 木 正 和

(協和銀行)

中 林 哲太郎

(全国銀行協会連合会)

中 村 紀 文

(元全国信用金庫協会)

秦 光 昭

(日本長期信用銀行)

彦 坂 信次郎

(元富士銀行)

堀 内 仁

(日本大学講師)

松 本 崇

(三菱信託銀行)

御 室 龍

(静岡銀行)

安 武 政 敏

(元第一銀行)

山 口 輝 久

(太陽神戸銀行)

吉 原 省 三

(弁護士)

(50音順)

は し が き

金融法務に関連して日常使用される用語は、実におびただしい数にのぼる。しかも、法令・手形交換所規則・取引約款の改正、新商品の開発、事務の機械化・合理化、その他諸般の事情の変化により、新しい用語が目まぐるしいまでに次から次に現われ、また、従来慣用していた用語に新しい意味が付加されたり、別の意味を有するものとして使用されることも多く、まったく応接に暇なしの感がある。長年銀行員生活をしている人でも、その全部に通じるのは、とうてい至難なことである。しかし、銀行実務を誤りなく処理するには、用語の意味を正確に理解することがどうしても必要であり、そのため、最新のもので、しかも手ごろな、正確でかつ信頼できる用語辞典を希望する声が非常に高く、これに応じて本辞典を刊行するはこびとなった次第である。

本辞典は、小項目主義をとり、金融法務に関係の深い用語をできるだけ多く収録して、これを極力実務的に、しかもわかりやすく解説することに努めた。そのほか本辞典の特色とする点は、収録した用語を、預金・貸付（貸金・担保・管理）・回収（貸金回収・整理）・交換（手形交換）・内為（内国為替）・外為（外国為替）・業法（銀行法・信託法・信用金庫法・相互銀行法・その他金融行政・政策関係用語）・付業（付随業務・代理業務）・民商（民法・商法）・手形（手形法・小切手法）・刑法・訴法（民事訴訟法・刑事訴訟法）・税法・その他（以上の分野にあてはまらないもの）の各分野のいずれに属するかを明らかにしたうえで、解説していることである。したがって、ある用語がどの法令またはどの業務に関係あるものであるかは、一目して明らかである。また、1つの用語で数分野にわたるものは、利用者が自己の必要とする部分を直ちに発見することができ、その部分のみを見るにとどめることもできる。たとえば、同じ「買戻し」という用語が、不動産の買戻しと割引手形の買戻しとでは、違った意味で使われるが、前者なら〔民商〕の部分、後者なら〔貸付〕の部分を見ればよいことになる。この分類をどうするか、また1つの用語がいくつかの分野にわたるときに、各分野における解説をいかに調整するかは、執筆者と編集者がもっとも苦心したところである。

本辞典の執筆者は、すべて銀行の実務と法務についての各銀行における権威であるか、銀行業務に通暁しておられる有能な法曹の方々である。いずれもきわめて多忙であるにもかかわらず、本辞典のために貴重な時間を割いてそれぞれすぐれた解説を執筆して下さったことにより、大方の期待に十分にそうものができあがったものと思う。責任編集者にとって、喜びこれに過ぎるものはない。

しかしながら、時間的制約や責任編集者の力不足のために、相当の努力をしたにもかかわらず、用語の統一、文体、体裁等にもなお多くの不備な点があると思うが、今後大方の叱正とご協力を得て、長い生命をたもたせるべく、さらに改訂・増補をつづけていくことを念願している。

なお、本辞典の項目の選択・編集・調整については、銀行研修社の編集部の一方ならぬご助力を得た。厚く謝意を表したい。

昭和48年8月

堀 内 仁
鈴 木 正 和
石 井 眞 司
吉 原 省 三

増補六訂にあたって

昭和48年9月に本辞典の初版を刊行してから、早くも15年の歳月を数えた。この間における法律・制度・取引約款などの制定・改正・改廃もおびただしい数となっている。これらは、金融法務の取扱いに対して、当然に大きな影響を与えるものであり、したがって、本辞典の収録項目においても、少なからぬ個所の増補・改訂が迫られることになった。

そのために、昭和50年1月から5回に亘って、新項目の追加、内容の見直しを行ってきたが、今般6回目の改訂を行い、増補六訂版として刊行するものである。

増補六訂版において改訂の対象とした法令、制度の改正は次のようなものである。

利子税制，勤労者財産形成促進法，インサイダー取引規制等証取法の改正および一括支払システム，金融先物取引，EFT金利の自由化，CPの創設などである。

今次改訂では、以上の点を踏まえ、預金，税法では全項目の見直し，その他の項目についても大幅な見直し，加筆・修正を行い，収録データは最新のものとし，完璧を期した。

最後に本辞典は増補版であるため，読み方が通常の辞典と多少異なるので，「凡例」の「増補六訂版について」をまず参照していただければ幸いである。

平成元年3月

石 井 眞 司
鈴 木 正 和
吉 原 省 三

執 筆 者 (50音順)

青 木 正 顯
(三菱銀行)

阿 部 隆 彦
(弁護士)

五 十 嵐 昭
(太陽神戸銀行)

朝 岡 陽 一
(東海銀行)

安 藤 聰 彦
(東海銀行)

石 井 真 司
(第一勸業銀行)

石 井 武 憲
(労働省)

石 井 欣 弘
(全国相互銀行協会)

磯 崎 耕 司
(東京都民銀行)

市 山 貞 衛
(税理士)

井 上 礼 治
(東海銀行)

岩 田 光 史
(弁護士)

梅 田 勝 平
(富士銀行)

大 島 鋼 一
(元三井銀行)

大 西 武 士
(東京都民銀行)

大 野 勝 彦
(千葉銀行)

大 野 泰 男
(太陽神戸銀行)

大 場 誠 一 郎
(日本貿易会)

大 橋 秀 夫
(北海道拓殖銀行)

大 山 廣
(全国銀行協会連合会)

岡 村 薫
(全国銀行協会連合会)

奥 津 照 嗣
(労働省)

長 田 典 邑
(東京相互銀行)

小 山 出 来 雄
(弁護士)

籠 宮 紀 元
(全国銀行協会連合会)

柏 木 達
(全国銀行協会連合会)

加 藤 浩 康
(東海銀行)

金 松 義 隆
(横浜銀行)

木 村 茂
(元全国銀行協会連合会)

倉 内 正 生
(太陽神戸銀行)

小 島 一 郎
(横浜銀行)

小 林 武 司
(富士銀行)

小 林 正
(横浜銀行)

坂 口 重 正
(同栄信用金庫)

式 場 正 昭
(三井銀行)

品 川 博
(日本火災海上保険)

柴 崎 純 之 介
(全国銀行協会連合会)

柴 田 幸 司
(太陽神戸銀行)

鈴 木 正 和
(協和銀行)

住 田 立 身
(全国銀行協会連合会)

諏 訪 仙 二
(富士銀行)

高 木 道 也
(東京銀行)

高 田 輝 男
(全国銀行協会連合会)

田 島 哲 朗
(日本長期信用銀行)

立 原 幸 雄
(全国信用金庫協会)

田 中 和 夫
(三和銀行)

種 村 一 彦
(太陽神戸銀行)

津 末 憲
(富士銀行)

土 屋 南 男
(弁護士)

遠 島 省 三
(常陽銀行)

永 井 幸 男
(横浜銀行)

中 島 皓
(弁護士)

永 島 旭
(大蔵省)

中 西 一 裕
(労働省)

中 山 幸 一
(大蔵省)

野 村 重 信
(三和銀行)

秦 光 昭
(日本長期信用銀行)

早 川 淑 男
(全国銀行協会連合会)

早 坂 嘉 朗
(全国銀行協会連合会)

林 由 治
(富士銀行)

東 谷 隆 夫
(弁護士)

彦 坂 信 次 郎
(元富士銀行)

藤 本 公 亮
(三和銀行)

深 沢 利 一
(元最高裁書記官研修所教官)

堀 内 仁
(日本大学講師)

松 野 充
(弁護士)

松 本 崇
(三菱信託銀行)

松 本 博
(弁護士)

御 室 龍
(静岡銀行)

三 浦 正 次
(足利銀行)

八 重 樫 竜 夫
(北海道拓殖銀行)

八 木 春 馬
(駿河銀行)

山 口 輝 久
(太陽神戸銀行)

吉 田 春 樹
(日本興業銀行)

吉 原 省 三
(弁護士)

凡 例

(I) 編集方針

本辞典は、銀行で日常の実務処理にあたり使用される用語、取引用語4818項目、うち追捕673項目を収録し、法律的観点に立って平易に解説したもの、である。項目の選択にあたっては、銀行業務体系と法体系の2つの軸を設定し、金融法務の領域を体系的に網羅できるよう構成に意を払った。たんなる法律辞典というより、実務処理上の活用という点に重点を置いて編集されている。巻末には銀行取引約定書ひな型、当座勘定規定ひな型、東京手形交換所規則・同施行細則、為替決済規定、代金取立規定、手形・小切手用法ひな型等の参考資料を載録して学習の便をはかった。

(II) 項目の配列

項目は50音順に配列した。各項目にはその該当業務・法別の分類を明示し、同一用語で内容的に体系をまたがる用語には、その体系ごとの解説を加えた。また、ある項目の派生語または子用語と思われるものは「～」を用いて、その用語の位置づけを明確にした。その場合の配列順序の例を示せば以下のようである。

〔例〕 債 権 ① 民 商 _____

_____。
債 権 ② 貸 付 _____

_____。
～の帰属 預 金 _____

_____。
～の準占有者 民 商 _____

_____。
債権確定訴訟 回 収 _____

_____。

(Ⅲ) 項目の分類明示内容

- ・預 金……預金業務
- ・貸 付……貸金・担保・管理業務
- ・回 収……貸金回収・整理業務
- ・交 換……手形交換業務
- ・内 為……内国為替業務
- ・外 為……外国為替業務，国際金融業務
- ・業 法……銀行法，信託法，信用金庫法，相互銀行法，その他金融行政・政策
関係用語
- ・付 業……付随業務・代理業務
- ・民 商……民法・商法関係
- ・手 形……手形法・小切手法関係
- ・刑 法……刑法関係
- ・訴 法……民事訴訟法・民事執行法・刑事訴訟法関係
- ・税 法……所得税法・国税徴収法等税法関係
- ・その他……以上の分類にあてはまらないもの

(Ⅳ) 項目の記述

(1) 使用漢字・かなづかい

原則として当用漢字，新かなづかいによる。ただし，慣用語・成句については無理に統一していない。字体についても，原則として新字体によるが，かえって紛わしくなるものは無理に統一していない。

(2) 読みがな

読み方のとくに難解な項目，誤りやすい項目についてのみ読みがなをつけた。解説文中においても同様の語には読みがなをつけた。

(3) 外 国 語

外来語，外来語の略称，また外国語を並記する必要ありと思われる用語には，必要に応じ正規のスペリングをつけた。

(4) 法令の条文の引用

- (イ) () 内に法令を引用するときは，その法令名について別表の略語表にある場合はそれに従い，それ以外のものは，法令を正しく明示し，条文数はアラ

ビア数字、項数はカッコ付数字、号数はローマ数字とした。引用文は原典に従い、漢字のみ新字体とした。

〔例〕 民814(1)Ⅱ は、民法814条1項2号

- (ロ) 施行令、規則（または細則）は法令名略語の後に令、則をつけた。付は、付則を指す。但は、ただし書。
- (ハ) 同一項目の解説の中で同一法令の条文を数カ所で連続して引用しているときは、最初にのみ法令名（または略語）を示して、その後は省略した。
- (ニ) 連続する3つ以上の条、項、号を引用してある場合は、その条、項、号の中間のものは省略して「～」で示してある。

(V) 項目間の関連表記

(1) アステリ (*) の利用

ある項目の解説中に用いられている用語で、その用語が別に見出項目として掲載されており、その項目を参照することが理解に便なるときは、その用語の右肩にアステリ (*) をつけた。

(2) 「一」の利用

- (イ) ある項目について、特に他の項目の参照が、その項目の説明全体に関連して望ましいときには、記述の最後に一「〇〇〇」として、項目を明示した。
- (ロ) 記述中に（一「〇〇〇」）とあるときは、特にその直前の説明なり用語なりに関連して他の項目を参照することが望ましい場合である。
- (ハ) 記述の最後に一①「〇〇〇」とあるときは、その項目を巻末の増補の中に記述し、内容の追加や修正について解説した。

(3) 見よ項目

- (イ) 他の項目と同義または、他の項目で解説されているものは一「〇〇〇」とした。

〔例〕 落々(落)手形(手形) → 「相落(落)手形」

一括取立(内為) → 「個別取立」

- (ロ) 他の項目の略称である場合は、「〇〇〇」の略称とした。

〔例〕 金外(業法)「金銭信託以外の金銭の信託」の略称。金外信ともいう。

- (ハ) 二とおりの読み方のある場合は、解説しなかった項目から解説した項目を参照するようにした。

〔例〕 内整理(内*) (回取) → うちせり

(IV) 増補六訂版について

(1)本文中(1～685頁)の項目のうち、訂正の必要があるものについて、その字数の範囲内で訂正できるものはそこで訂正した。分量的に訂正が無理なものは、語尾に見よ項目(→㊦「○○○」)を付し、687頁以降に追補した。(2)本辞典は、収録項目が本文と増補分に分かれているので、項目の検索は必ずまず索引によっていただきたい。索引において「おどり利息…35, ㊦695」となっているのは、35頁の解説について、695頁に追加の解説をしたことを表している。また「受戻権…㊦692」となっているのは、この項目を692頁に追補したという意味である。

法令形式略語表

太告	太正官布告	外為委規	外国為替管理委員会規則
法	法律	証取委規	証券取引委員会規則
勅	勅令	公取委告	公正取引委員会告示
政	政令	信金基通	信用金庫基本通達
告	告示	蔵銀	大蔵省銀行局長通達
大	大蔵省令	電電公社公示	日本電電公社公示
公取委規	公正取引委員会規則		

法令名略語表

	あ	外銀	外国為替銀行法
IMF 協定	国際通貨基金協定	会計士	公認会計士法
	い	外国保険	外国保険事業者に関する法律
医師	医師法	外資	外資に関する法律
遺失	遺失物法	会社更生	会社更生法
医療	医療法	外人土地	外国人土地法
印税	印紙税法	貸信	貸付信託法
	お	家審	家事審判法
恩給	恩給法	家審規	家事審判規則
温泉	温泉法	ガス	ガス事業法
	か	ガット	関税及び貿易に関する一般協定
会	会計法		き
仮登記担保	仮登記担保契約に関する法律	企業担保	企業担保法
外為管理	外国為替管理令	軌道	軌道法
外為法	外国為替及び外国貿易管理法	旧刑	旧刑法
開銀	日本開発銀行法	旧商	旧商法
		給与法	一般職の職員の給与に関する法律
		供	供託法

教基	教育基本法	航抵	航空機抵当法
協組金融	協同組合による金融事業に関する法律	航抵	航業抵当法
行組	国家行政組織法	交付税	地方交付税法
供則	供託規則	厚保	厚生年金保険法
漁業	漁業法	国債	国債ニ関スル法律
漁災	漁業災害補償法	国財	国有財産法
拒絶	拒絶証書令	国藉	国籍法
漁抵	漁業財団抵当法	国賠	国家賠償法
銀行	銀行法	国金	国民金融公庫法
銀行規則	銀行法施行規則	国健保	国民健康保険法
銀行令	銀行法施行令	国公共済	国家公務員共済組合法
銀取約定	銀行取引約定書	古物	古物営業法
金融合併	金融機関の合併及び転換に関する法律		さ
金利	臨時金利調整法	裁	裁判所法
	く	債権管理	国の債権の管理に関する法律
区画整理	土地区画整理法	採石	採石法
	け	再評価	資産再評価法
刑	刑法	財務監査	財務諸表の監査証明に関する省令
競	競売法	財務規	財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則
計算機	株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則の特例に関する省令		し
刑施	刑法施行法	自強規	自動車及び建設機械強制執行規則
刑訴	刑事訴訟法	自競規	自動車及び建設機械競売規則
刑訴規	刑事訴訟規則	自作資金	自作農維持資金融通法
軽犯	軽犯罪法	自治	地方自治法
憲	日本国憲法	質屋	質屋営業法
建基	建築基準法	執行官	執行官法
兼営規則	普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	執行規	執行官規則
兼業許可令	職員の兼業の許可に関する政令	失保	失業保険法
建設	建設業法	自抵	自動車抵当法
建抵	建設機械抵当法	自賠	自動車損害賠償保障法
健保	健康保険法	資本組入	株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律
	こ	借地	借地法
小	小切手法	借家	借家法
戸	戸籍法	社債	社債等登録法
公害基	公害対策基本法	砂利	砂利採取法
交換規則	手形交換所規則ひな型	車両	道路運送車両法
交換細則	手形交換所規則施行細則ひな型	住居表示	住居表示に関する法律
公企共済	公共企業体職員等共済組合法	住金	住宅金融公庫法
航業	航業法	住資	住宅融資保険法
航競規	航空機競売規則	取用	土地取用法
公質	公益質屋法	祝日	国民の祝日に関する法律
公衆電通	公衆電気通信法	出資取締	出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律
公証	公証人法	少年法	少年法
更生	更生緊急保護法	商	商法
工抵	工場抵当法	商改施	商法中改正法律施行法
		消協	消費生活協同組合法

証券税	有価証券取引税法
商工中金	商工組合中央金庫法
商施	商法施行法
商登	商業登記法
商特	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（商法特例法）
商取	商品取引所法
証取	証券取引法
商標	商標法
所税	所得税法
食管	食糧管理法
署名	商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律
信金	信用金庫法
新商施	商法の一部を改正する法律施行法
人訴	人事訴訟手続法
信託	信託法
信託業	信託業法
信託業則	信託業法施行規則
信託財産	有価証券ノ信託財産表示及信託財産ニ属スル金銭ノ管理ニ関スル件
審判規	公正取引委員会の審査及び審判に関する規則
人保	人身保護法
信保	信用保証協会法
森林	森林法

す

水協	水産協同組合法
----	---------

せ

生活保護	生活保護法
税徴	国税徴収法
税徴付	国税徴収法附則
税通	国税通則法
税特措	租税特別措置法
税犯	国税犯則取締法
整備法	銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
税理士	税理士法
世銀協定	国際復興開発銀行協定
船員	船員法
専公	日本専売公社法
船登	船舶登記規則
船保	船員保険法

そ

相銀	相互銀行法
倉庫	倉庫業法
相税	相続税法

た

代執	行政代執行法
滞納強制調整	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律
宅地建物	宅地建物取引業法
建物区分	建物の区分所有等に関する法律
建物保護	建物保護ニ関スル法律
担保社債	担保附社債信託法

ち

地価公示	地価公示法
地公	地方公務員法
地公企	地方公営企業法
地公共済	地方公務員等共済組合法
地財	地方財政法
地上権	地上権ニ関スル法律
地税	地方税法
中基	中小企業基本法
中協	中小企業等協同組合法
中小金	中小企業金融公庫法
中信保	中小企業信用保険法
調停委員	調停委員規則
長銀	長期信用銀行法
貯銀	貯蓄銀行法
著作	著作権法
貯蓄兼営	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律
賃確法	賃金の支払の確保に関する法律

つ

通算年金	通算年金通則法
------	---------

て

手	手形法
抵証	抵当証券法
鉄営	鉄道営業法
鉄抵	鉄道抵当法
電電	日本電信電話公社法
電話強規	電話加入権強制執行規則
電話質	電話加入権質に関する臨時特例法

と

道	道路法
統一規則	荷為替信用状に関する統一規則および慣例
東京規則	東京手形交換所規則
東京細則	東京手形交換所規則施行細則
当座ひな型	当座勘定約定書ひな型
投信	証券投資信託法
登税	登録免許税法

都計	都市計画法	保険	保険業法
土地改良	土地改良法		み
特許	特許法	身元保証	身元保証ニ関スル法律
独禁	私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律	民	民法
独禁除外	私的独占の禁止及び公正取引の 確保に関する法律の適用除外 等に関する法律	民施	民法施行法
	に	民執	民事執行法
		民執規	民事執行規則
		民訴	民事訴訟法
		民調	民事調停法
日銀	日本銀行法		む
日刊新聞	日刊新聞紙の発行を目的とする 株式会社及び有限会社の株式 及び持分の譲渡の制限等に関 する法律	無尽	無尽業法
	ね		ゆ
年金	国民年金法	有	有限会社法
年金事	年金福祉事業団法	有線電通	有線電気通信法
	の	郵年	郵便年金法
農基	農業基本法	輸銀	日本輸出入銀行法
農協	農業協同組合法	輸出管理令	輸出貿易管理令
農漁金	農林漁業金融公庫法	輸出入取引	輸出入取引法
農地	農地法	輸出保険	貿易保険法(旧輸出保険法)
農動産	農業動産信用法	輸入管理令	輸入貿易管理令
農年金	農業者年金基金法		よ
農林中金	農林中央金庫法	予会令	予算決算及び会計令
	は	預金契約取締	預金等に係る不当契約の取締に 関する法律
破	破産法		り
配当支払	会社の配当する利益又は利息の 支払に関する法律	利息	利息制限法
	ひ	立木法	立木ニ関スル法律
		林基	林業基本法
		臨時通貨	臨時通貨法
非訟	非訟事件手続法		る
	ふ	類似証券	紙幣類似証券取締法
福事	社会福祉事業法		ろ
不公正告	不公正な取引方法	労基	労働基準法
不正競争	不正競争防止法	労災	労働者災害補償保険法
物税	物品税法		わ
不登	不動産登記法	和	和議法
弁護	弁護士法		
	ほ		
法人援助	法人に対する政府の財政援助の 制限に関する法律		
法税	法人税法		
法廷秩序	法廷等の秩序維持に関する法律		
法例	法例		

判 決 略 語 表

大判	大審院民事部判決	最判	最高裁判所判決
大決	大審院民事部決定	最判(大法廷)	最高裁判所大法廷判決
大判(連合部)	大審院民事連合部判決	高判	高等裁判所判決
大刑判	大審院刑事部判決	高決	高等裁判所決定
控判	控訴院判決	地判	地方裁判所判決

判例集録文献略語表

民録	大審院民事判決録	新報	法律新報
民集	大審院民事判例集又は最高裁判 所民事判例集	評論	法律判例・学説評論全集
民抄録	大審院民事判決抄録	裁判例	大審院裁判例
高裁民集	高等裁判所民事判例集	判例拾遺	大審院判例拾遺
下級民集	下級裁判所民事裁判例集	判決全集	大審院判決全集
刑集	最高裁判所刑事判例集	民商 体系	民商法雜誌 判例体系
刑録	大審院刑事判決録	商判(「商判〔追一〕」「商判〔追二〕」「商判〔追二〕補 遺」)	商事判例
裁判集民	最高裁判所裁判集 民事	金商判	金融商事判例集
行裁判集	行政事件裁判例集	新商判	新商事判例
東高民時報	東京高等裁判所民事判決時報	総覧	金融判例総覧
判時	裁判所時報	金判 [㊤]	金融判例集 [㊤]
時報	判例時報	判民	判例民事法
タイムズ	判例タイムズ	彙報	判例彙報
金融法務	金融法務事情	法学	東北大学法学部雑誌『法学』
新聞	法律新聞		

ア

IMF (外為) → 「国際通貨基金」

IMF 8条国 (外為) IMF協定の8条に規定された3項目の義務を履行している国をいう。3項目の義務とは、(1)經常的為替(替)取引に対する制限の廃止、(2)差別的通貨措置の撤廃、(3)經常取引で外国人*(非居住者*)の取得した自国通貨を金(金)または相手国通貨に交換する義務の3つである。IMF協定は、自由・無差別・多角的な国際決済制度を樹立することを目的として成立したものであるから、上述の義務は、本来、加盟国全部が遵守すべきものであるが、他面、協定は第二次大戦後の過渡期の措置として為替管理の存続を認める条項を盛り込んだ。これが14条に規定されているところから、現在でも依然經常取引に対して為替管理を存続している国(主として低開発国)を、8条国に対応して14条国と呼んでいる。→「外国為替管理」

IMF平価 (外為) 旧IMF協定には「各加盟国の通貨の平価は共通尺度たる金(金)により、または1944年7月1日現在の量目および純分を有するアメリカ・ドルにより表示する」旨規定されていた(同協定4(1)(a))。この規定にもとづいてIMFに登録された各国の基準の為替(替)相場*のこと。このIMF平価が登録されると、各国は自国通貨の直物(金)為替*相場の変動をその上下1%の枠内に維持することが義務づけられる(4(2))。ただし変動が為替相場制度の採用を許容した第2次改正協定(1978年4月1日発効)によりこのIMF平価は廃止されたが、今後総投票権数の85%の多数決により、再び平価主義への復帰が可能なる旨規定されている。

相落(落)手形 (手形) 手形・小切手は、支払人のもとに資金がなければ支払いを拒絶される。しかし、資金の手当てができないのに振り出される場合がある。たとえば、AがX銀行にY銀行を支払場所*・支払人とするB振出しの手形・小切手を預け入れ、それを引当てにしてX銀行を支払場所*・支払人とする手形・小切手を振り出しても、Y銀行宛の手

形・小切手が支払われれば、その手形・小切手も当然決済されることになるが、Y銀行宛の手形・小切手が支払われないときは、この手形・小切手も不渡り*となる。このように、他行手形*が決済されることを見込んで振り出された結果、その他行手形の決済の有無によって振り出された手形・小切手が支払われることになるものを相落手形という。落々(落)手形ともいう。

上り電文 (内為) 全銀システム*において全銀センター*方向へ発信する電文をいう。

悪意 ① (民商) 法律上の悪意とは、ある事情を知っていることをいう。倫理的な意味での悪性を意味しない。法律上の善意*に対する語である。善意と悪意の区別に応じ法律上の効果に差違を生ずる場合は、私法*上多く見られる(民192等)。なお、例外的に悪意が他人を害する意思があることを指す場合がある(770(1)Ⅱ等)。→「善意」

悪意 ② (手形) 手形取引の安全をはかるため、手形法は裏書*によって手形を取得する者が、外形的な証券の存在ないし記載を信頼して手形を取得できるような措置を講じている。手形法16条2項の善意取得*の制度もその1つである。善意取得とは、手形を所持していたAが何らかの事由によってその所持を失い、Bがその手形を所持している場合に、AがBにその手形の返還を求めても、Bが裏書の連続によりその権利を証明できれば、手形取得のさい悪意または重過失がなければ、その手形をAに返還することを要しないという制度である。Aが悪意または重過失を証明すれば、Bに返還を求めることができる。悪意または重過失の存在は手形取得のさいを標準として決定する。また、自己の直接の譲渡人がすでに善意取得によって完全な権利者となった場合には、その譲渡人の前者の1人が無権利者であることを知っているても、権利の取得は妨げられない。→「手形の善意取得」

～の抗弁 (手形) 手形は抽象証券*であり、文言(文)証券*であるから、証券の作成によって権利が創造され、したがって、証券の存在および記載が当然に権利の存在および内容を決定することになる。しかし、手形は元来、その作成原因である実質上の法律関係*のための手段であることにはかわりがないから、手形上の債務者としては、手形の直接の相手方に対しては、実質関係上の事由を証明することによって、相手方への権利行使を拒む